

社保審一介護給付費分科会

第213回 (R5.1.16)

資料4

訪問看護ステーションにおける人員基準に関する 地方分権改革提案について

厚生労働省 老健局

Ministry of Health, Labour and Welfare of Japan

訪問看護ステーションにおける人員基準に関する地方分権改革提案

- 令和2年の地方分権改革に関する提案募集において、人口が少なく、サービス利用者の確保が難しい中山間地域では看護師の離職による休止・廃止等の支障があることから、置くべき看護師等の員数を「従うべき基準」から「参酌すべき基準」(※)とすることが提案された。

※都道府県又は市町村が条例で定めることとされている介護サービス事業者等の指定基準は、事項ごとに①～③とされている。

- ①参酌すべき基準：厚生労働省令で定める基準を参酌すべきもの
- ②標準：厚生労働省令で定める基準を標準として定めるもの
- ③従うべき基準：厚生労働省令で定める基準に従い定めるもの

- 地方からの提案等に関する対応方針では、当面の措置として、特例居宅介護サービス費をより活用しやすくするための措置を検討し、その結果に基づいて必要な措置を講ずることとされている。

【令和2年の地方からの提案等に関する対応方針（令和2年12月18日閣議決定）】

(viii) 指定訪問看護ステーションに置くべき保健師、看護師又は准看護師の員数（74条3項1号及び指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準（平11厚生省令37）60条1号イ）に係る「従うべき基準」の見直しについては、社会保障審議会の意見を聴いた上で検討し、令和4年度中に結論を得る。その結果に基づいて速やかに必要な措置を講ずる。

また、当面の措置として、指定居宅サービスの確保が著しく困難である地域等で、被保険者が指定居宅サービス以外の居宅サービス等を受けた場合に支給することができる特例居宅介護サービス費（42条1項3号）について、地方公共団体が当該制度をより活用しやすくするために必要な措置を検討し、令和2年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。

【主な支障事例】 提案団体：鳥取県／追加共同提案団体：北海道、苫小牧市、南知多町、兵庫県、高知県、熊本市、宮崎県
(経営的不安)

- ・現在休止している4事業所は、看護職員の退職等により基準人数2.5人を確保できないことや、看護職員の人件費に見合う収入を確保できないことが休止の理由。
- ・休止には至っていないが、常勤換算看護職員数2.5人の事業所が6ヵ所（3人未満は16ヵ所）あり、退職者が出ると休止せざるを得ない事業所が潜在的にある。（鳥取県の事業所は全部69）

(地理的条件など)

- ・多くの事業所は市部にあり、中山間地域に居住する利用者にサービスを提供する場合、車でも30分～1時間程度の移動時間が必要となる。例えば、東部地区：鳥取市～若桜町は約30分Km、西部地区：米子市～日南町は約40Km。
- ・サテライトも可能であるが、本体事業所で看護職員数を確保する必要があり、効率的なサービス提供を行えない中山間地域への積極的な参入が見込まれない。

訪問看護ステーションにおける人員基準に関するこれまでの対応

【これまでの対応】

- これまでも訪問看護ステーションの人員基準の緩和については、規制・制度改革に係る方針（平成23年7月22日閣議決定「規制・制度改革に係る追加方針」）に基づき、東日本大震災の被災地における人員基準の特例措置について、社会保障審議会介護給付費分科会において、訪問看護の質の担保の観点から、特例措置はこの限りの取扱いとするべきとの結論（平成25年3月8日社会保障審議会介護給付費分科会報告）を得て、当該特例措置は廃止されている。
- 一方で、既に現行制度においては、サービスの確保が著しく困難な離島等の地域においてもサービスを確保できるよう、市区町村が必要と認める場合には、通常的人员基準を満たさない場合であっても訪問看護を提供できることとなっており（※）、中山間地域において常勤換算2.5人の人員基準を緩和することは、可能となっている。

※（特例居宅介護サービス費の支給）

法第四二条

市町村は、次に掲げる場合には、居宅要介護被保険者に対して、特別居宅介護サービス費を支給する。

三 指定居宅サービス及び基準該当居宅サービスの確保が著しく困難である離島その他の地域であって厚生労働大臣が定める基準に該当するものに住所を有する居宅要介護被保険者が、指定居宅サービス及び基準該当居宅サービス以外の居宅サービス又はこれに相当するサービスを受けた場合において、必要があると認めるとき。

【対象地域】①離島振興対策実施地域②奄美群島③振興山村④小笠原諸島⑤沖縄の離島⑥豪雪地帯、特別豪雪地帯、辺地、過疎地域等であって、人口密度が希薄、交通が不便等の理由によりサービスの確保が著しく困難な地域

- 令和2年の地方分権改革に関する提案募集における提案を踏まえて、中山間地域等において地域の実情に応じた柔軟なサービス提供をより可能とする観点から、令和3年度介護報酬改定では、特例居宅介護サービス費等の対象地域と特別地域加算の対象地域について、自治体からの申請を踏まえて、それぞれについて分けて指定を行うことを可能とした。【告示改正】

令和3年度介護報酬改定における対応①

論点③地方分権提案(訪問看護ステーションの人員基準)

社保審-介護給付費分科会

第193回 (R2.11.16)

資料14

論点③

- 看護職員の配置が常勤換算で2.5人以上とされている訪問看護ステーションについて、令和2年度地方分権改革提案において、この人員基準を「従うべき基準」から「参酌すべき基準」に見直すことが提案されたが、どう考えるか。

対応案

- 訪問看護の人員基準を「従うべき基準」から「参酌すべき基準」に見直すことについて、従うべき基準とされた当時の議論や今般の介護給付費分科会におけるご意見を踏まえて、引き続き検討することとしてはどうか。
- また、本要望は、サービス利用者の確保が難しい中山間地域での事例を踏まえたものであるが、介護保険においては、指定サービス等の確保が著しく困難な中山間地域等の地域で、市町村が必要と認める場合には、特例居宅介護サービス費が給付される場所。
- この対象地域については、自治体の申請を踏まえて特別地域加算の対象地域とあわせて指定されているが、中山間地域等において、地域の実情に応じた柔軟なサービス提供をより可能とする観点から、特例居宅介護サービス費の対象地域と特別地域加算の対象地域について、それぞれ申請を可能とし、指定を分けて行うこと等の対応を行ってはどうか。

今般の介護給付費分科会におけるご意見

社保審－介護給付費分科会

第193回（R2.11.16）

資料14

< 地方分権提案 >

- 訪問看護ステーションを「参酌すべき基準にする」などについて、地域密着サービスの適切な提供や質の確保で心配があり、慎重に検討すべき。
- 訪問看護ステーションは大規模で安定的・継続的にサービスを届けるということで方向転換しており、現に看護職員数は少しずつだが、増えてきている。現行制度で、人員基準を満たさなくてもサービスが提供可能な仕組みがあり、病院や診療所で行える事業でもあり、「参酌すべき基準」にすることは反対する。
- 「参酌すべき基準」にすることは慎重に検討し、他の代替サービスの有無も踏まえて検討すべき。
- サービス提供を行いやしくするためには、地域の実情に応じた基準の緩和も必要。提案の背景を十分に理解して、課題の解決に真摯に向き合って欲しい。
- 必ずしも一律的な話ではないので、地域の実情等も分析したうえで検討すべき。
- 仮に中山間地域等で現行基準の2.5人より少ない人員での開設を認めたとしても、安定的なサービスを継続することは困難であり、人口規模に関わらず労働負荷の高い不安定な運営に拍車がかかるとともに、利用者に不利益が及ぶおそれがあり、人員基準を「参酌すべき基準」にするという提案については反対する。
- 訪問看護の人員配置基準を「従うべき基準」から「参酌すべき基準」にする提案について、「従うべき基準」というものは、高齢者の生活の質を一定以上にするために定められているものであり、自治体の裁量を認めることは適切ではない。*

※第193回（R2.11.16）介護給付費分科会資料に当日意見を追加

令和3年度介護報酬改定における対応③

2.(7)⑤ 特例居宅介護サービス費による 地域の実情に応じたサービス提供の確保

令和3年度介護報酬改定

概要

【訪問介護、定期巡回・随時対応型訪問介護看護、夜間対応型訪問介護、訪問入浴介護★、訪問看護★、訪問リハビリテーション★、居宅療養管理指導★、通所介護、地域密着型通所介護、療養通所介護、認知症対応型通所介護★、通所リハビリテーション★、短期入所生活介護★、短期入所療養介護★、小規模多機能型居宅介護★、看護小規模多機能型居宅介護、特定施設入居者生活介護★、地域密着型特定施設入居者生活介護、認知症対応型共同生活介護★、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護、福祉用具貸与★、居宅介護支援、介護予防支援】

○ 中山間地域等において、地域の実情に応じた柔軟なサービス提供をより可能とする観点から、令和2年の地方分権改革に関する提案募集における提案も踏まえ、特例居宅介護サービス費等の対象地域と特別地域加算の対象地域について、自治体からの申請を踏まえて、それぞれについて分けて指定を行う。【告示改正】

○サービス確保が困難な離島等の特例

指定サービスや基準該当サービスの確保が著しく困難な離島等の地域で、市町村が必要と認める場合には、これらのサービス以外の居宅サービス・介護予防サービスに相当するサービスを保険給付の対象とすることができる。

【対象地域】①離島振興対策実施地域 ②奄美群島 ③振興山村 ④小笠原諸島 ⑤沖縄の離島 ⑥豪雪地帯、特別豪雪地帯、辺地、過疎地域等であって、人口密度が希薄、交通が不便等の理由によりサービスの確保が著しく困難な地域

○中山間地域等に対する報酬における評価

訪問系・多機能系・通所系サービスについて、中山間地域等に事業所が所在する場合や居住している利用者に対してサービス提供をした場合、介護報酬における加算で評価

	単位数	要件
① 特別地域加算	15/100	厚生労働大臣が定める地域に所在する事業所がサービス提供を行った場合に算定。 【対象地域】①離島振興対策実施地域 ②奄美群島 ③振興山村 ④小笠原諸島 ⑤沖縄の離島 ⑥豪雪地帯、特別豪雪地帯、辺地、過疎地域等であって、人口密度が希薄、交通が不便等の理由によりサービスの確保が著しく困難な地域
② 中山間地域等の小規模事業所加算	10/100	厚生労働大臣が定める地域に所在する事業所がサービス提供を行った場合に算定。 【対象地域】①豪雪地帯及び特別豪雪地帯 ②辺地 ③半島振興対策実施地域 ④特定農山村 ⑤過疎地域
③ 中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算	5/100	厚生労働大臣が定める地域に居住している利用者に対して、通常の事業の実施地域を越えて、サービス提供を行った場合に算定。 【対象地域】①離島振興対策実施地域 ②奄美群島 ③豪雪地帯及び特別豪雪地帯 ④辺地 ⑤振興山村 ⑥小笠原諸島 ⑦半島振興対策実施地域 ⑧特定農山村地域 ⑨過疎地域 ⑩沖縄の離島

訪問看護サービス確保が困難な地域の特例等活用状況①

○ 令和3年介護報酬改正後、サービス確保が困難な離島等の特例(基準第六号)及び特別地域加算の対象地域に申請して新たに指定を受けた地域は、以下の通り。いずれかのみ指定を受けている地域が存在している。

■ サービスが困難な離島等の特例(基準第六号)及び特別地域加算(第六号)の指定状況(改正後追加分※)

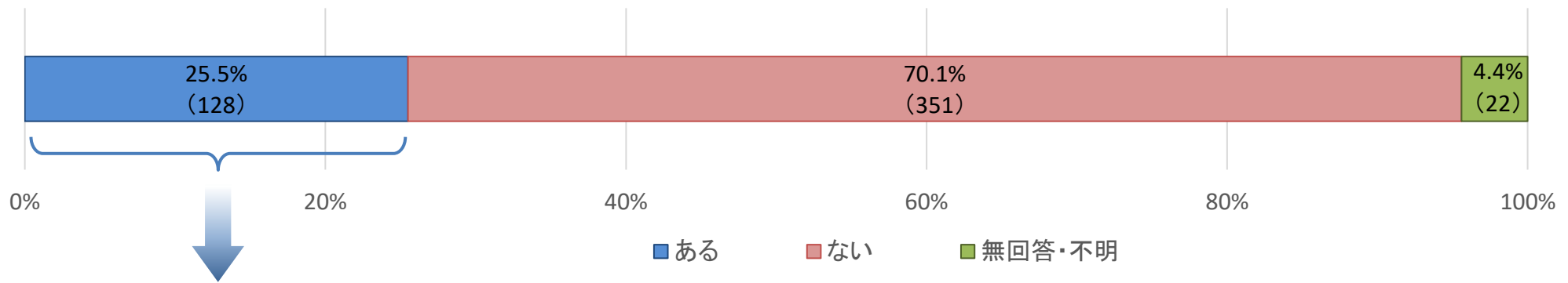
① サービス確保が困難な離島等の特例(第六号)			② 特別地域加算(第六号)		
埼玉県	秩父市	(3地域) 下吉田、吉田久長、吉田阿熊	埼玉県	秩父市	(3地域) 下吉田、吉田久長、吉田阿熊
			鳥取県	鳥取市	(25地域) 河原町河原、河原町渡一木、河原町谷一木、河原町長瀬、河原町袋河原、河原町布袋、河原町稻常、河原町西円通寺、河原町鮎ヶ丘、河原町山手、河原町郷原、河原町三谷、河原町釜口、河原町高福、河原町徳吉、河原町今在家、河原町片山、河原町天神原、河原町曳田、河原町和奈見、河原町八日市、河原町佐貫、河原町水根、河原町山上、河原町小倉
				倉吉市	(4地域) 関金町泰久寺、関金町松河原、関金町大鳥居、関金町安歩
				八頭町	(12地域) 下濃、坂田、船岡、破岩、福井、隼福、上野、隼郡家、見槻中、西谷、見槻、志子部
				琴浦町	(15地域) 大字別所、大字赤碕、大字松谷、大字出上、大字光、大字勝田、大字西宮、大字佐崎、大字中村、大字太一垣、大字笹津、大字八幡、大字湯坂、大字尾張、大字梅田
				北栄町	(17地域) 西園、東園、原、穂波、瀬戸、大島、西穂波、六尾、亀谷、下種、上種、西高尾、東高尾、岩坪、由良宿、妻波、大谷
熊本県	苓北町		熊本県	苓北町	

※ 令和3年6月1日からの適用分(厚生労働省告示第204号)

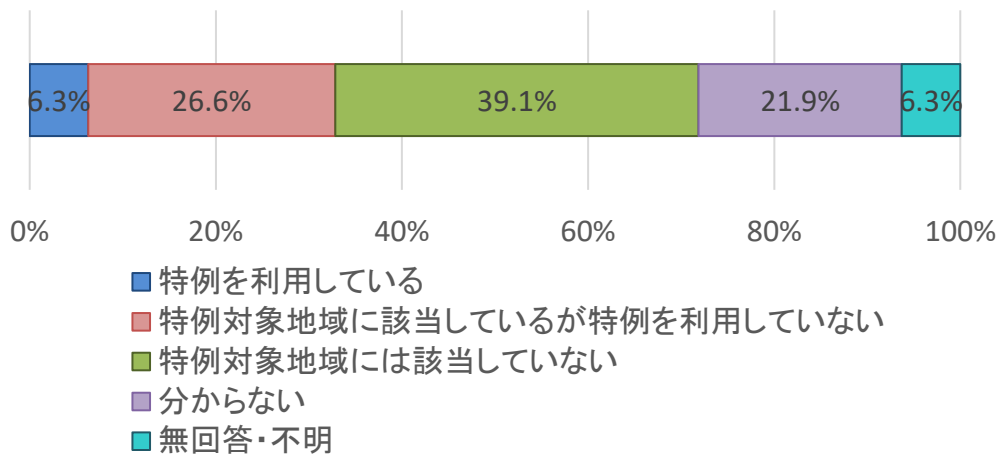
訪問看護サービス確保が困難な地域の特例等活用状況②

- 訪問看護サービスの確保が困難な離島、中山間地域等が「ある」と感じている市町村は、25.5%であった。
- 「ある」と回答した市町村のうち、「特例を利用している」は6.3%であり、「特例対象地域に該当しているが特例を利用していない」が26.6%であった。利用していない理由は以下の通り。

■訪問看護サービスの確保が困難な離島や中山間地域等※があると感じているか(市町村) n=501 ※特例対象地域に限らず



■あると回答した自治体の特例※利用状況(市町村) n=128



※厚生労働大臣が定めるサービス確保が困難な離島等の特例

■特例地域に該当しているが特例を利用していない(26.6%)の理由 n=20

- 既存事業者で対応可能(12)
 - ・地域内の既存事業所のサテライトで対応が可能である
 - ・事業所に対して交通費の支給、訪問回数に応じた補助金支給等の支援をしている
 - ・介護予防・日常生活支援総合事業を実施している
 - ・事業所から看護職員2.5人未満の配置について要望がない
- 近隣市町の事業所を利用することで対応可能(4)
 - ・近隣市町の事業所を利用することでニーズを充足している
 - ・県境に位置する町のため近隣県市町の事業所を利用している
- 現在は特例を利用するニーズがない(2)
 - ・現在は該当する利用者がいない
 - ・利用者が少ない
- 特例を利用してもサービスを実施する事業者がない(2)

論点：地方分権提案(訪問看護ステーションの人員基準)

論点

- 令和2年度地方分権改革に関する提案は、サービス利用者の確保が難しい等の状況にある中山間地域での事例を踏まえたものである。一方、既に現行制度においても、中山間地域においては、市区町村が必要と認めた場合には特例として、通常的人员基準(常勤換算2.5人)を満たさない場合であっても訪問看護を提供することは可能となっている。
- さらに、上記の特例は、特別地域加算の対象地域とあわせて指定される仕組みであったが、地域の実情に応じた柔軟なサービス提供をより可能とする観点から、それぞれ別々に申請を行うことが可能となった(令和3年度介護報酬改定)。
- 上記の制度見直し後、サービス確保が困難な離島等の特例及び特別地域加算のいずれかのみに申請した自治体があった。したがって、上記の制度見直しは中山間地域において、地域の実情に応じた柔軟なサービス提供をより可能とする対応として一定の効果があったものと考えられる。

対応案

- 全国一律の基準である人員基準については、介護給付費分科会におけるご意見や、令和3年度報酬改定におけるサービス確保が困難な離島等の特例をより活用しやすくするための措置の利用状況を踏まえて、引き続き「従うべき基準」としてはどうか。

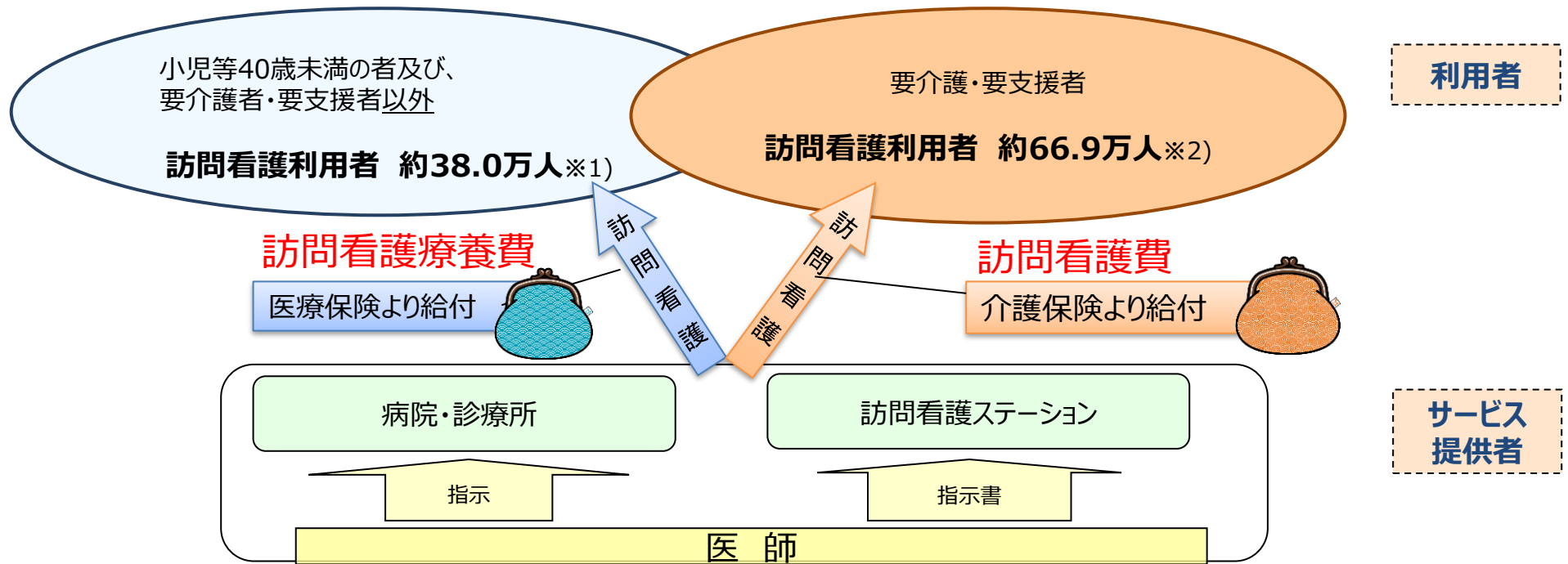
参考資料

厚生労働省 老健局 老人保健課

Ministry of Health, Labour and Welfare of Japan

訪問看護の概要

- 疾病又は負傷により居宅において継続して療養を受ける状態にある者に対し、その者の居宅において看護師等が行う療養上の世話又は必要な診療の補助をいう。
- サービス提供は、病院・診療所と訪問看護ステーションの両者から行うことができる。
- 利用者は年齢や疾患、状態によって医療保険又は介護保険の適応となるが、介護保険の給付は医療保険の給付に優先することとしており、要介護被保険者等については、末期の悪性腫瘍、難病患者、急性増悪等による主治医の指示があった場合などに限り、医療保険の給付により訪問看護が行われる。



出典: ※1) 訪問看護療養費実態調査をもとに保険局医療課にて作成(令和3年6月審査分より推計)

※2) 介護給付費実態統計(令和3年6月審査分)

訪問看護の基準

基本方針

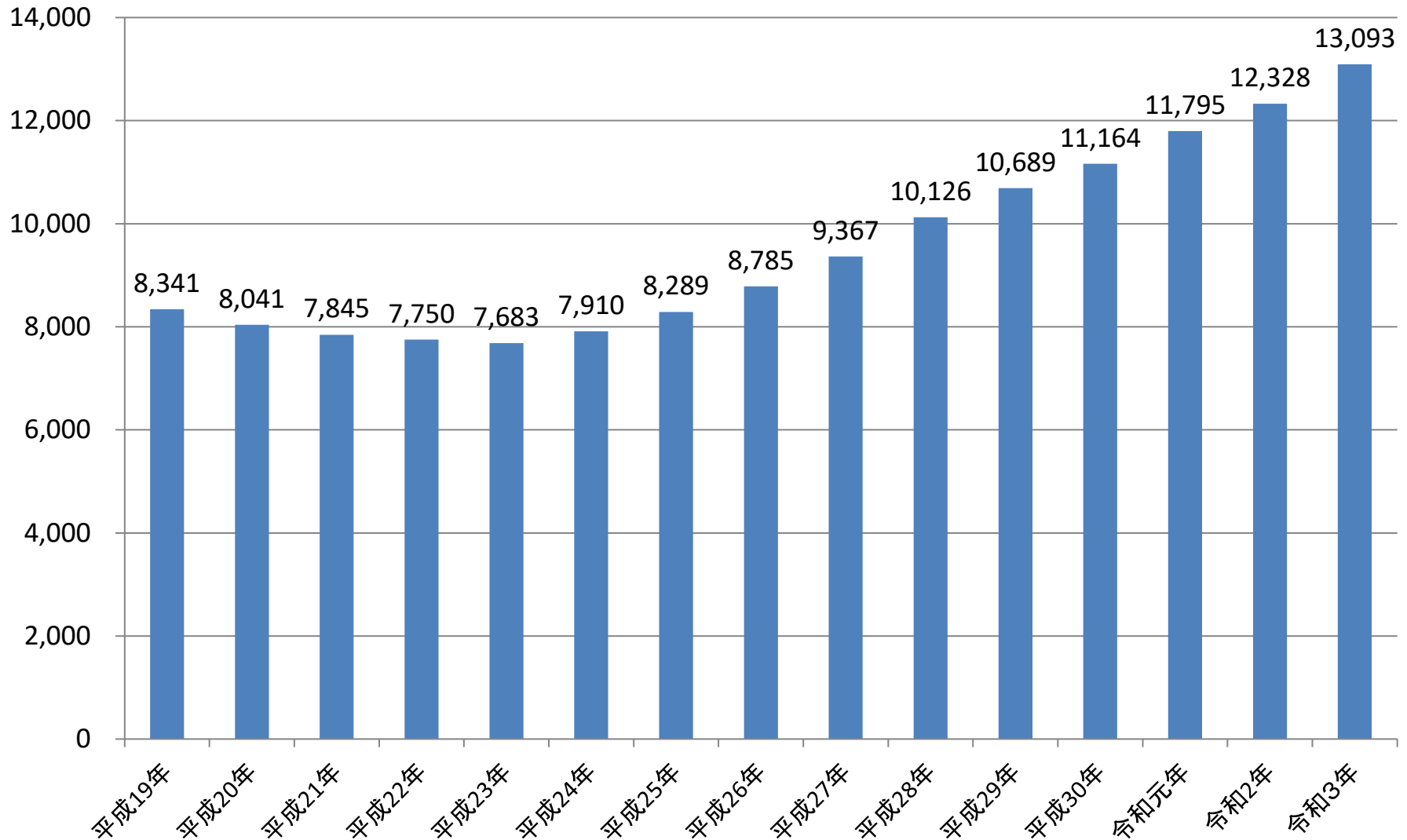
訪問看護の事業は、要介護状態となった場合においても、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるようその療養生活を支援し、心身の機能の維持回復及び生活機能の維持又は向上を目指すものでなければならない。

基準項目		指定訪問看護ステーション	病院又は診療所である指定訪問看護事業所※
人員に関する基準	看護師等の員数	<ul style="list-style-type: none"> 保健師、看護師又は准看護師（看護職員）常勤換算で2.5以上となる員数 うち1名は常勤 理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士 指定訪問看護ステーションの実情に応じた 適当数 	<ul style="list-style-type: none"> 指定訪問看護の提供に当たる看護職員を 適当数
	管理者	<ul style="list-style-type: none"> 専従かつ常勤の保健師又は看護師であって、適切な指定訪問看護を行うために必要な知識及び技能を有する者 	

基準項目		指定訪問看護ステーション	病院又は診療所である指定訪問看護事業所※
設備に関する基準		<ul style="list-style-type: none"> 事業の運営を行うために必要な広さを有する専用の事務室 指定訪問看護の提供に必要な設備及び備品等 	<ul style="list-style-type: none"> 事業の運営を行うために必要な広さを有する専ら事業の用に供する区画 指定訪問看護の提供に必要な設備及び備品

※ 介護保険のみ

訪問看護の請求事業所数



※請求事業所数には、月遅れ請求分及び区分不詳を含む。

※介護予防サービスは含まない。

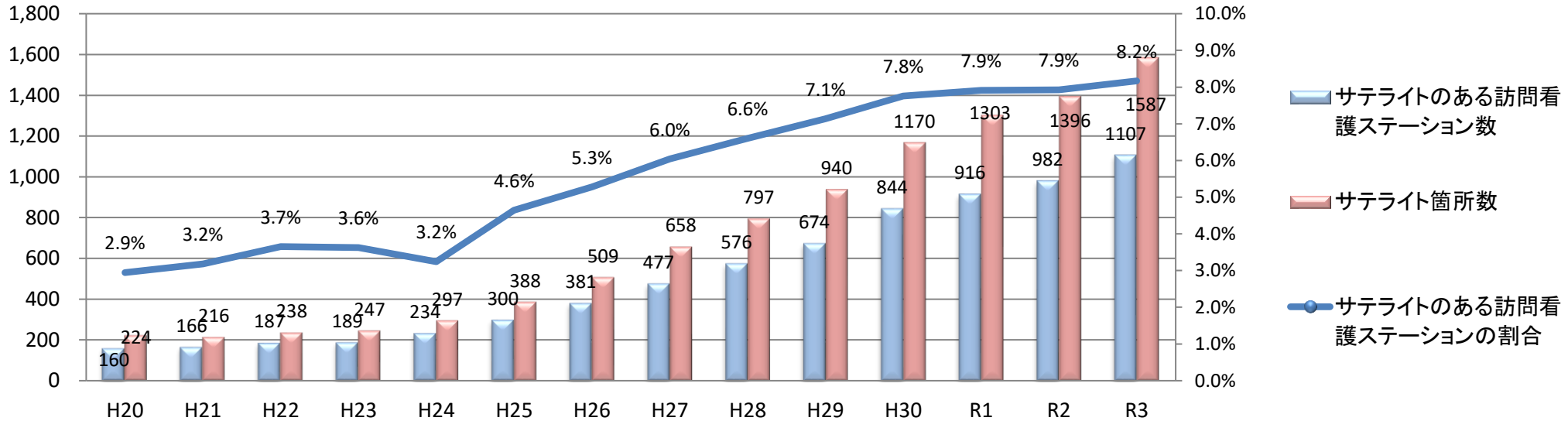
※介護保険の訪問看護を行う病院又は診療所を含む。

出典：厚生労働省「介護給付費等実態統計(旧:調査)」(各年4月審査分)

従たる事業所（サテライト）数の推移

○ 従たる事業所を設置する訪問看護ステーションは徐々に増え、令和3年は、サテライトのある訪問看護ステーションの割合は、約8%であった。

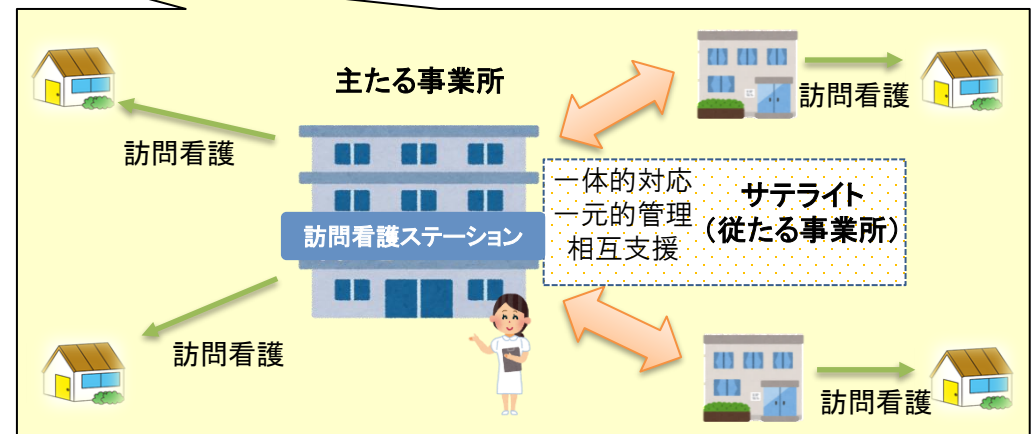
■ サテライトのある訪問看護ステーション数等の推移



出典：介護サービス施設・事業所調査（各年9月）

■ 従たる事業所（サテライト）について

利用者宅に近い場所から、より効率的に訪問看護を提供するため、待機や道具の保管、着替え等を行う出張所等(以下「従たる事業所」という。)であって、一定の要件を満たすものについては、一体的な指定訪問看護の提供の単位として、従たる事業所(サテライト)を主たる事業所と含めて指定することが可能となっている。

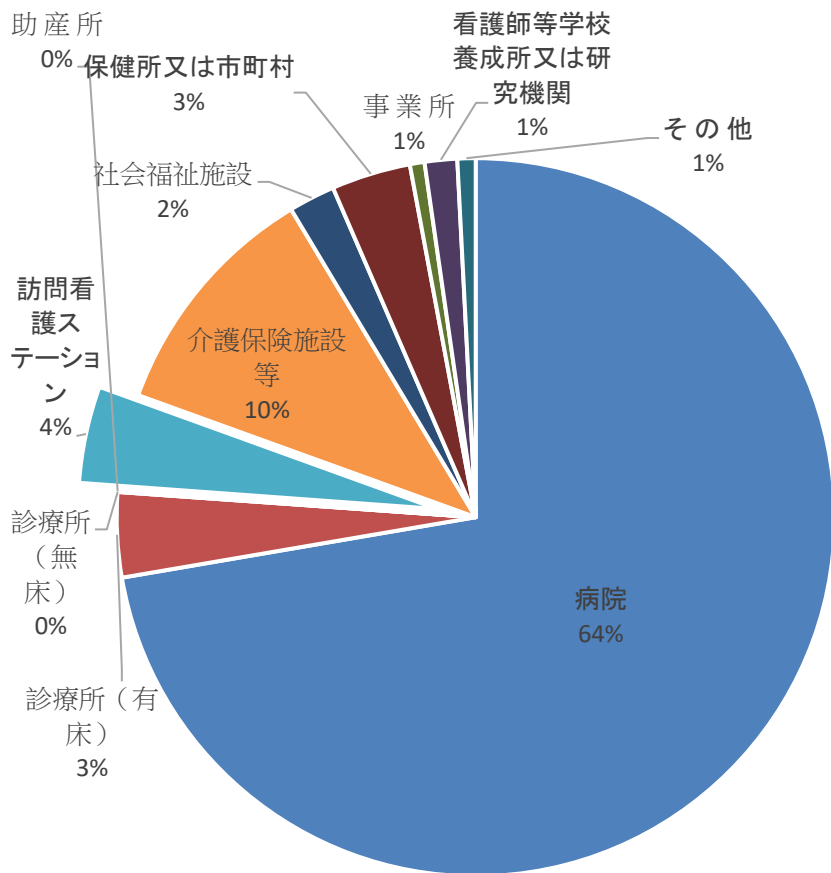


訪問看護ステーションの就業者数の推移

- 就業している看護職員のうち、訪問看護ステーションに就業しているのは約4%である。
- 訪問看護ステーションに就業している看護職員数は年々増加している。

■ 就業場所別看護職員数（常勤換算）

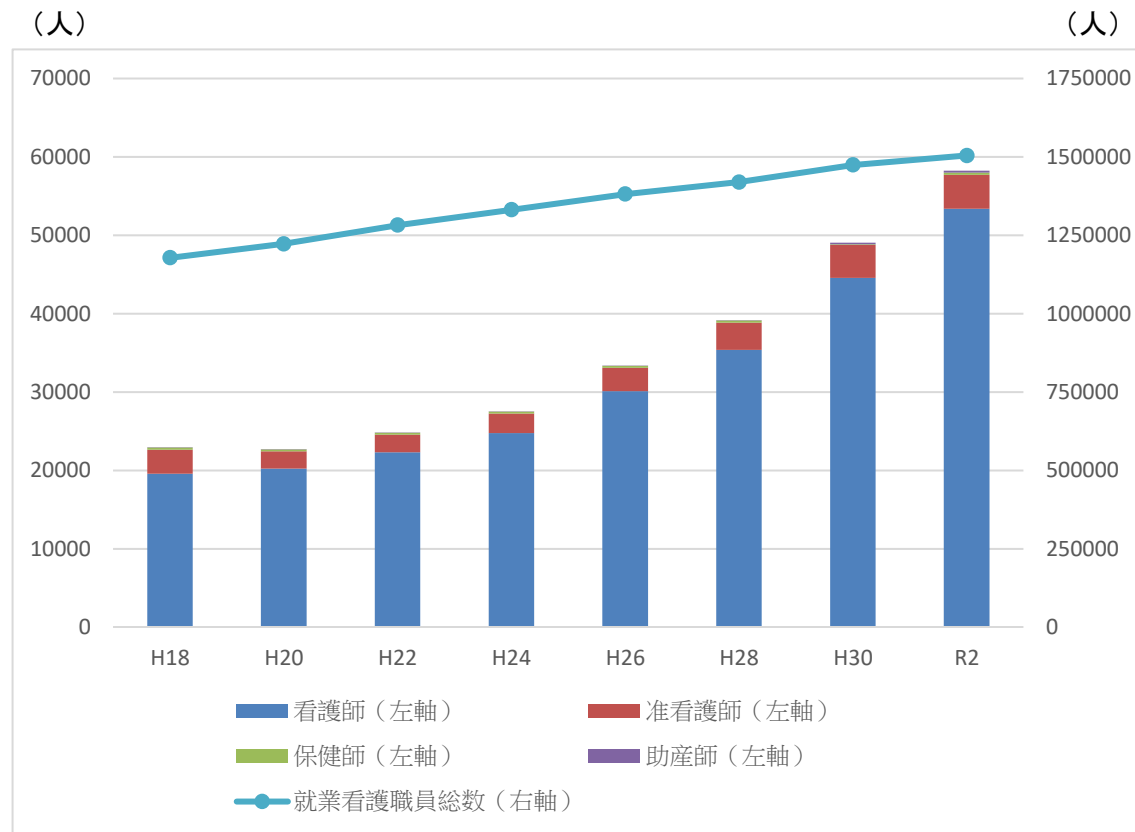
（令和2年12月末現在）



※看護職員：保健師、助産師、看護師、准看護師

■ 訪問看護ステーションの就業看護職員数（常勤換算）

と総看護職員数の推移（各年12月末現在）



※就業看護職員総数：就業している保健師、助産師、看護師、准看護師の総数